

入札制度改革基本方針の取組みについて

入札制度改革基本方針「4 具体的な取組み」		平成27年度		
		取組み	具体的内容	成果・結果
(1) 制限付一般競争入札	制限付一般競争入札は、そのデメリット部分や事務対応上の問題の整理を図りつつ、その対象を現在の設計額おおむね3,000万円以上の工事から順次引き下げを行い、施行の拡大を図ります。 また、制限とする参加要件において、工事成績評定点の活用など、優良な企業への配慮について検討を進めます。	○制限付一般競争入札対象工事の拡大 ○制限付一般競争入札の参加要件としている市独自点について評価する項目の追加	○設計金額2,000万円以上から1,000万円以上に拡大することを検討する。 ○市独自点に、小牧市更生保護協力雇用主会の活動に対する評価を追加する。	○平均参加者数が指名競争入札時の選定業者数に比べ少なかったため、競争性の観点から対象工事の拡大については見送った。 ○平成27年5月27日に名古屋保護観察所と協定を締結し、市独自点の社会貢献度の評価項目を追加した。現在、入札参加登録業者の内12社が協力雇用主として登録済み。
(2) 指名競争入札	指名競争入札は、制限付一般競争入札の拡大に併せ、順次その対象を縮小します。 なお、指名業者選定要領の選定基準を見直し、企業の規模などを勘案する中で市内企業の育成に配慮した入札参加指名選定を行います。	○指名競争入札の縮小	○一般競争入札の対象案件を拡大するのに伴い指名競争入札を縮小する。	○制限付一般競争入札の状況から、競争性の観点において一般競争入札と指名競争入札の適用について再検討が必要となった。
(3) 制限付一般競争入札総合評価落札方式	総合評価落札方式は、企業の提案や企業能力を入札に反映できるものの、市内企業参加工事における評価の有効性や工期の確保に配慮する必要があることから、当面は、その適用について、国の動向を参考としつつ、現在の小牧市建設工事総合評価競争入札試行要綱に基づき実施します。 なお、現在の最低制限価格の採用については、低入札価格調査制度の採用に改め、更に価格とそれ以外の評価の総合性を高めます。	○総合評価落札方式対象枠の拡大検討	○総合評価落札方式に適用し得る3案件について実施する。	○3件で実施する予定であったが、入札参加者がいない案件もあったことから、1件(下水道工事)のみの実施となった。
(4) 電子入札	電子入札は、おおむね500万円以上の工事及び50万円以上の委託業務において実施していますが、より一層の拡大を図ります。	○電子入札の拡大	○物品の電子入札化を拡大するため、業者に対し有益性や効果を周知する。	○市内業者を対象に電子入札の拡大について説明会を開催し、約170社の参加があり、電子入札拡大の目的が立った。
(5) 予定価格	予定価格を事前公表することで、入札参加業者・発注者の事務軽減(採算の見込みない入札回避、入札回数の低減)、不正行為の防止(贈収賄など)及び受注目安による入札不調減少から適切な発注時期の確保が図られており、現状において不都合がないことから、当面は事前公表を維持することとします。ただし、今後弊害が生ずるようなことがあれば見直します。	○変動型最低制限価格制度の入札において事後公表の実施	○設計単価方法を県基準に見直すとともに、実勢価格を確認するため、予定価格を事後公表とし変動型最低制限価格制度での入札を行う。	○10件の変動型入札を実施した結果、平成26年度に比べ予定価格超過率が10%減少したことや工事案件全体の不調件数が減少したことは、設計単価算出方法の見直しを行ったことにより、実勢価格に近くなったことで効果が現れたと判断できる。
(6) 最低制限価格	事前公表により、最低制限価格でのくじ引きが多発しているところ。一方、試行的に実施している現行の算定式による最低制限価格の事後公表においては、くじ引きは発生しないものの、失格者が多く発生しており、入札不調による工事への影響が懸念されます。 こうしたことから、当面は最低制限価格の事後公表の拡大を図りつつ、その効果、課題を検証します。併せて低入札調査制度の導入や、新たな最低制限価格算定方法(現行の算定式方式を改め、入札平均価格からの算定による変動型最低制限価格制度など)の検討を進めます。	○最低制限価格制度の設定方法の検討	○変動型最低制限価格制度による入札を実施し、実勢価格の把握に努める。 ○国が示した「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえながら、最低制限価格の設定方法について検討する。	○変動型入札を10件実施し、実勢価格の把握を行った。 ○現行の最低制限価格の設定方法や公表時期について、国の方針、変動型最低制限価格制度の入札結果、落札率と工事成績との相関関係等から設定方法の見直し検討を入札制度検討委員会で行った。その結果を踏まえ平成28年4月1日以降の工事より最低制限価格の計算方法と事後公表への変更を行った。
(7) 市内本店企業への発注拡大	市内本店企業で施工が可能と判断される規模の工事については、積極的に市内本店企業への発注を進めるなど、工事発注基準の見直しを行い、市内本店企業への発注拡大を図ります。 また、下請負として市発注工事に市内企業が参入しやすい環境づくりの検討など、小牧商工会議所等関係機関とも連携を図ります。	○市内本店企業への発注拡大検討 ○小牧商工会議所との連携	○市内本店企業の育成と競争性の確保の観点から、実施できる工事金額を検討する。 ○小牧商工会議所との懇談会に参加し、市内企業の参入拡大につながるよう引き続き協議を行う。	○参加資格を市内本店企業限定で行なう制限付一般競争入札の設計金額を引き上げることにより、受注拡大や育成が見込めるため、参加がある程度見込める土木工事に対し、発注時期などを考慮しながら実施することを検討した。 ○商工会議所建設業部会に参加し、意見交換を行った。
(8) 前金払	企業の経営環境の改善を図るため、現在の前金払制度に、中間前金払制度を付加することや、出来高融資制度を新たに導入することなど、建設資金に対する対応強化を進めます。	○中間前金払制度の導入 ○出来高融資制度の導入	○両制度を引き続き実施する。	○中間前払16件、支払金額4,800万円の実績があり、昨年に引き続き企業の経営環境の改善に寄与した。 ○両制度において、今後の大規模工事の資金調達を支援するため、限度額1億円を撤廃するための要領改正を実施した。
(9) 暴力団等の排除	小牧市暴力団排除条例により、暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者を公共工事の入札に参加させないなど、暴力団の排除について小牧警察署との連携を強化し、排除に必要な措置を講じます。	○暴力団排除に関する取扱要領の改正に伴う運用の実施	○引き続き小牧警察署と連携し、必要な措置を図る。	○要領に該当する事例はなかった。
(10) 談合等の不正排除	談合等の不正排除については、契約約款、小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づき実施していますが、今後は、指名停止期間の適用において、より厳しい扱いとし、その判断基準の改定を進めます。 また、不正防止の取り組み強化や、不正を生みにくい事務管理方法について検討を進めます。	○談合等の不正排除のための職員への取組強化	○談合等の不正排除のため、公正取引委員会職員を講師として招き、談合防止研修を開催することにより不正防止の意識を高める。	○公正取引委員会職員を講師に招き、全課事務担当者(約60名)に官製談合防止研修を実施した。
(11) 工事における品質確保	これまでの監督員の施工プロセスチェックリストによる監理を継続するとともに、工事施工中の現場確認の強化や工事成績評定を入札に反映することによる企業対応(品質、出来形など)施工管理に対する工夫、改善の促進など、より良い品質の確保を目指した取組みを進めます。	○工事成績評定の入札への反映 ○技術職員研修の充実	○市独自点の算定基準について、検証を行うとともに継続的な制度改善を進める。 ○愛知県が実施している研修を利用し、職員が研修を受けることができる体制を築く。	○市独自点の加算により入札参加できた企業が落札した案件があったことから、優良な市内企業の育成や入札参加機会の拡大に市独自点が活用できていると思われる。 ○愛知県が実施する技術職員研修に11人派遣した。
(12) 技術力の向上	市内企業の技術力向上のため、工事検査における指摘事項や標準仕様書等の改正にかかる情報などを企業に伝える方策の整備、工事表彰制度及び研修会の開催などを進めます。	○企業に対する情報提供の実施 ○優良工事の公表	○契約情報インフォメーションの効率的な活用を検討し、情報提供に努める。 ○市ホームページにおいて土木工事・建築工事別に年間の工事成績評定上位3工事の公表をする。	○建設業団体の研修会において前年度の完了工事の指摘事項について説明し、技術力の向上につながるよう指導した。 ○市からの情報をホームページに掲載し、情報提供を行なった。 ○優良工事の公表をホームページを利用し実施した。
(13) 入札情報の公開	入札関係情報のホームページへの掲載など、より多くの情報について、公表拡大を進めます。	○入札結果の公表拡大	○物品及び工事の電子入札を拡大することにより、ホームページ上での公表拡大を図る。	○物品等の電子入札の拡大に伴い、ホームページを利用して入札結果の公表が拡大された。
(14) その他	入札制度改革の基本的方向に則した施策について、調査・研究するとともに、有効な施策については、その施行に向けて積極的に取り組めます。	○入札制度改革の検証及び継続的改善 ○有効な施策の実施	○入札制度検討委員会を定期的に開催し、具体的取組みの検証を行うとともに継続的な制度改善を進める。 ○債務負担行為を活用した発注平準化の準備を進める。	○入札制度検討委員会を2回開催し、基本方針に基づく取組について検討・検証などを行った。 ○12月補正において予算計上し、19件の債務負担行為による工事を発注した。